



生前に葬儀費用を預ける安心の葬儀信託

「終活」という言葉の浸透とともにご自身のお葬儀のことを事前に決めておきたいという方が増えています。

葬儀費用お預かりサービスは生前に自分のお葬儀の内容を決めて、葬儀費用を信託会社に預ける安心のシステムです。

葬儀費用 **安心** お預かりサービス

そうしんの葬儀信託 は ここが安心！

安心 Point1

内閣総理大臣の登録を受けた信託会社による葬儀費用の管理なので
確実で安心です。

安心 Point2

法律の専門家が契約時に立ち合い、ご希望の内容どおりに葬儀が行われたかどうかを
チェックします。

安心 Point3

途中で生前予約契約の内容の変更、また解約を
することが出来ます。

こんな方におすすめです

- **ご自身で思い通りの「葬儀スタイル」や「場所」など内容を生前に決めておきたい。**

希望される葬儀内容の詳細まで全てお決めいただけます。契約内容はいつでも変更できます。

- **遺された人に迷惑をかけたくない。頼れる身内がない。**

葬儀の際、ご家族などへの負担を軽減できます。又、お身内がないおひとり様でもご契約いただけます。

- **葬儀の費用を安心してできる場所に預けておきたい。**

りそな銀行の信託口座にてお預かりいたします。「そうしん」が事業継続困難になった場合でも信託口座よりお客様に返還されます。もしもの時の口座凍結もありませんので、安心してご利用いただけます。

ご契約の流れ



お葬式～費用払い出しの流れ



お客様からお預かりする葬儀費用は、将来葬儀が行われるまで投資・運用等は一切せず、専用の口座で管理し全額保全いたします。

■必要な手数料 信託会社と専門家への手数料は以下の限りとなります。

信託会社

契約時 :20,000 円 (税別) ※
※葬儀費用のお預り金額が 50 万円未満の場合は葬儀費用の 4% となります。
葬儀費用払い出し時 : 葬儀費用の 0.8% 円 (税別)

専門家

契約時 : 20,000 円 (税別) ※
※指定の行政書士・司法書士等

よくあるご質問と答え

Q: 契約の変更時のお金のやりとりは？

A: 費用が増額の場合は増額分を信託口座へお振込みいただけます。減額の場合はお客様の指定口座に差額分をお振込みいたします。

Q: 葬儀実施時契約内容に変更があった場合はどうなりますか？

A: 参列者の増減などにより費用が変動する事があります。超過する場合は不足分を喪主様にご請求させていただきます。お預かりした代金を下回る場合は同等額のサービスをご提供させていただきます。

Q: 葬儀に必要な費用は全額預かっていただけるのでしょうか？

A: お預かりできます。但し宗教者へのお礼は事前にご直接お渡しいただくか、葬儀の際、喪主様から直接お渡しいただきますようお願いいたします。

Q: 解約は出来るのですか？

A: いつでも解約出来ます。その際、解約手数料としてお預かり金額の 3% (税別) を差し引き、返金させていただきます。



葬儀のそうしん

検索

24時間/365日

☎ 0120-0-45464

レイは シ ゴ ヨ ロ シ

青梅：青梅市末広町 1-2-1
昭島：昭島市武蔵野 3-5-1
福生：福生市南田園 2-15-3